

建設業認可の手引

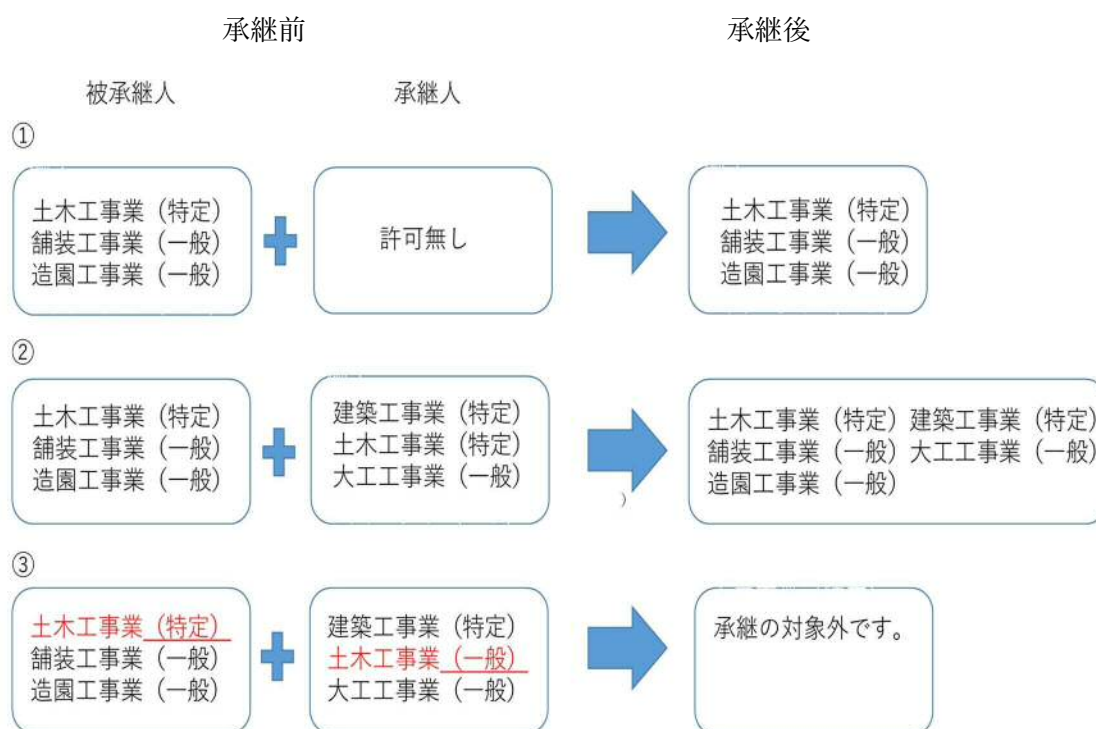
(令和2年10月1日)

島根県土木部土木総務課
建設産業対策室

事業承継（認可）制度について

建設業の許可について円滑な事業承継を目的として認可制度が創設されました。本制度により承継されるのは「建設業の許可を受けたことによって発生する権利と義務の総体」とされており、監督処分や経営事項審査の結果についても承継されます。（建設業法第45条から第55条の罰則については承継の対象外です。）

許可業種の承継のイメージ



（注1）被承継人が受けている建設業の一部のみを承継することはできません。

（注2）③については、被承継人と承継人で同一業種について別区分（一般又は特定）の許可を受けているため承継できません。事前にどちらかを廃業することで承継可能です。

○【事前承継制度（譲渡、合併、分割）】

(1) 申請先

- ・被承継人（合併又は分割で複数ある場合は全て）が島根県知事許可かつ承継人が島根県知事許可業者もしくは、いずれの行政庁からも許可を受けていない業者の場合
⇒ 島根県知事

※申請は、承継予定日の2ヶ月前までに行ってください。また、申請を行う場合は、事前相談を受け付けておりますのでご相談ください。

(2) 申請書類の提出部数

正本1部 副本2部

※提出書類一覧については次ページ以降を確認下さい

(3) 手数料

手数料はかかりません。

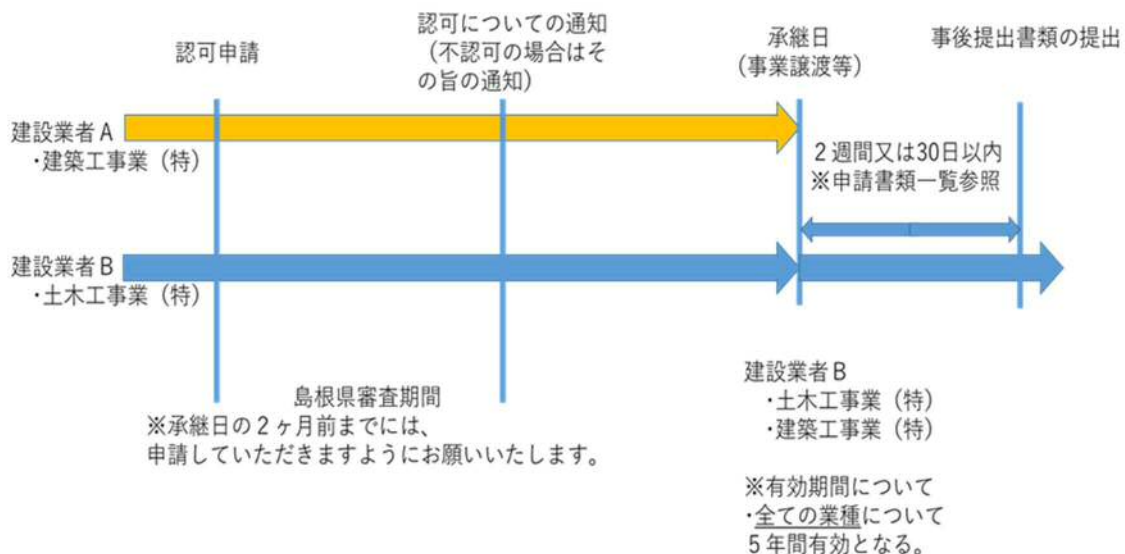
(4) 許可番号

原則として、被承継人の番号を使用しますが、承継人が島根県知事許可業者の場合においては、承継人の番号を使用することも可能です。

(5) 許可の有効期間

当該承継日の翌日から5年間。（承継人が元から有している許可業種も同様）

(6) 認可までの流れ（例：建設業者Aから建設業者Bへ事業譲渡を行う場合）



○【相続】

(1) 申請先

- ・被相続人（被承継人）が島根県知事許可かつ相続人（承継人）が島根県知事許可業者もしくは、いずれの行政庁からも許可を受けていない業者の場合
⇒ 島根県知事

※被相続人の死亡後 30 日以内に申請を行う必要があります。

また、認可申請を行った場合は、認可を受ける日又は認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人が受けている建設業の許可が相続人に対しても有効です。

(2) 申請書類の提出部数

正本 1 部 副本 2 部

※提出書類一覧については次ページ以降を確認下さい

(3) 手数料

手数料はかかりません。

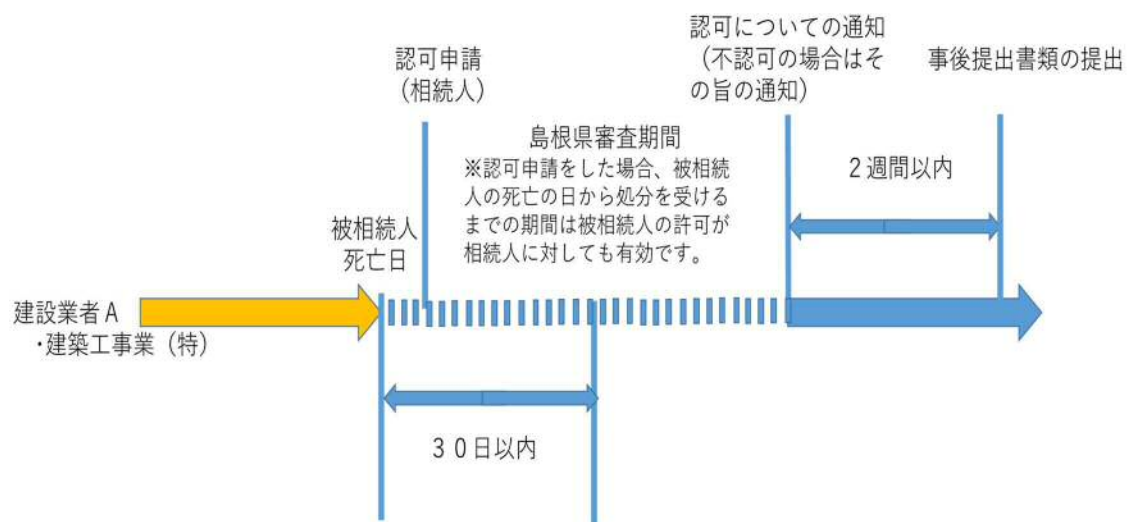
(4) 許可番号

原則として、被承継人の番号を使用しますが、承継人が島根県知事許可業者の場合においては、承継人の番号を使用することも可能です。

(5) 許可の有効期間

当該承継日の翌日から 5 年間。（承継人が元から有している許可業種も同様）

(6) 認可までの流れ（例：建設業者 A を相続する場合）



認可申請書類一覧

(申請書・添付書類・確認書類)

※ 申請内容を審査する際に必要が生じた場合には、各一覧表に記載する以外に別途資料等の提出を求める場合がありますので、あらかじめご承知ください。

島根県土木部土木総務課
建設産業対策室

【認可申請区分1:譲渡・譲受認可申請の場合】

【認可申請時提出資料】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第 22 号 の 5	譲渡及び譲受け認可申請書	○	○	
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	個人:添付不要
	別紙2:営業所一覧表	○	○	
	別紙3:専任技術者一覧表	○	○	別紙2に記載した営業所順に記載
第 2 号	工事経歴書	□	□	
第 3 号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	□	□	
第 4 号	使用人数	○	○	
第 6 号	誓約書	■	■	
	登記されていないことの証明書	■	■	※1 → P11を参照
	身分証明書	■	■	※2 → P11を参照
第 7 号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	■	■	法第7条第1号のイ(1)～(3)に該当する場合
	別紙:常勤役員等の略歴書	■	■	法第7条第1号のイ(1)～(3)に該当する場合
第 7 号 の 2	常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者の証明書	■	■	法第7条第1号のロに該当する場合
	別紙1:常勤役員等の略歴書	■	■	法第7条第1号のロに該当する場合
	別紙2:常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	■	■	法第7条第1号のロに該当する場合
第 9 号	実務経験証明書	■	■	
	卒業証明書	■	■	(注)専任技術者について、該当するもののみ
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	■	■	・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	監理技術者資格者証(写)	■	■	
第 10 号	指導監督的実務経験証明書	■	■	(注)特定建設業の許可を受けようとする場合で、建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第 11 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	(注)法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第 12 号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	■	■	第7号別紙又は第7号の2別紙を作成した者については、作成不要 ※5 → P11を参照
第 13 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	■	■	(注)・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	■	×	原本証明が必要
第 14 号	株主(出資者)調書	■	■	
第 15 号	貸借対照表	□	×	
第 16 号	損益計算書 完成工事原価報告書	□	×	
第 17 号	株主資本等変動計算書	□	×	
第 17 号 の 2	注記表	□	×	
第 17 号 の 3	附属明細表	□	×	※3 → P11を参照
第 18 号	貸借対照表	×	□	
第 19 号	損益計算書	×	□	
	登記事項証明書	■	■	個人:支配人登記する場合のみ
第 20 号	営業の沿革	○	○	
第 20 号 の 2	所属建設業者団体	■	■	未加入の場合も「なし」と記入して提出
	納税証明書	○	○	
第 20 号 の 3	主要取引金融機関名	■	■	
第 22 号 の 6	誓約書	○	○	
	500万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいずれかの書類	■	■	(注)承継人が許可を受けて5年未満の者であり、かつ一般建設業の許可申請の場合で、自己資本の額が500万円未満の場合 ※4 → P11を参照
	譲渡及び譲受に関する契約書の写し	○	○	
	譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類	○	×	
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の要件を確認する書類	■	■	「許可の手引き」P19～を参照
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の常勤性を確認する書類	○	○	
	「専任技術者」の常勤性を確認する書類	○	○	「許可の手引き」P28～を参照
	法人番号を確認する書類	■	×	法人:P11※6参照

【認可後提出資料】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第 7 号 の 3	健康保険等の加入状況 【承継日より2週間以内】	○	○	
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類 【承継日より2週間以内】	○	○	「許可の手引き」P26～を参照

区分:○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

□印・・・承継人が許可業者であれば省略可能な書類

■印・・・次のいずれかに該当する場合は、省略可能な書類

①承継人が許可業者であり、既に提出している書類から記載事項に変更が無い場合

②備考欄の(注)に該当しない場合

×印・・・提出する必要がない書類

【認可申請区分2:合併認可申請の場合1】

○合併承継法人が新設法人の場合

【認可申請時提出資料】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第 22 号の7	合併認可申請書	○		個人:添付不要
	別紙1:役員等の一覧表	○		
	別紙2:営業所一覧表	○		
	別紙3:専任技術者一覧表	○		
第 2 号	工事経歴書	×		別紙2に記載した営業所順に記載
第 3 号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	×		
第 4 号	使用人数	○		
第 6 号	誓約書	○		
	登記されていないことの証明書	○		※1 → P11を参照
	身分証明書	○		※2 → P11を参照
第 7 号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	○		法第7条第1号のイ(1)～(3)に該当する場合
	別紙:常勤役員等の略歴書	○		法第7条第1号のイ(1)～(3)に該当する場合
第 7 号の2	常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者の証明書	○		法第7条第1号のロに該当する場合
	別紙1:常勤役員等の略歴書	○		法第7条第1号のロに該当する場合
	別紙2:常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○		法第7条第1号のロに該当する場合
第 9 号	実務経歴証明書	○		専任技術者について、該当するもののみ
	卒業証明書	○		・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	○		
	監理技術者資格者証(写)	○		
第 10 号	指導監督的実務経歴証明書	△		特定建設業の許可を受けようとする場合で、建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第 11 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△		法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第 12 号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調査	○		第7号別紙又は第7号の2別紙を作成した者については、作成不要 ※5 → P11を参照
第 13 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	△		・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	○		原本証明が必要
第 14 号	株主(出資者)調査	○		
第 15 号	貸借対照表	×		
第 16 号	損益計算書 完成工事原価報告書	×		
第 17 号	株主資本等変動計算書	×		
第 17 号の2	注記表	×		
第 17 号の3	附属明細表	×		※3 → P11を参照
第 18 号	貸借対照表	×		
第 19 号	損益計算書	×		
	登記事項証明書	×		
第 20 号	営業の沿革	×		
第 20 号の2	所属建設業者団体	×		未加入の場合も「なし」と記入して提出
	納税証明書	×		
第 20 号の3	主要取引金融機関名	○		
第 22 号の6	誓約書	○		
	500万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいずれかの書類	○		一般建設業の許可申請の場合で、自己資本の額が500万円未満の場合 ※4 → P11を参照
	合併方法、条件の記載された書類	○		
	合併契約書の写し及び合併比率説明書	○		
	合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類	○		
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の要件を確認する書類	○		「許可の手引き」P19～を参照
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の常勤性を確認する書類	○		「許可の手引き」P28～を参照
	「専任技術者」の常勤性を確認する書類	○		
	法人番号を確認する書類	○		法人:P11※6参照

【認可後提出資料】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第 7 号の3	健康保険等の加入状況 【承継日より2週間以内】	○		「許可の手引き」P26～を参照
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○		
	登記事項証明書 【承継日より30日以内】	○		
第 20 号	営業の沿革 【承継日より30日以内】	○		
第 20 号の2	所属建設業者団体 【承継日より30日以内】	○		未加入の場合も「なし」と記入して提出

区分:○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がない書類

【認可申請区分2:合併認可申請の場合2】

○合併承継法人が新設法人以外の場合

【認可申請時提出資料】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の可否		備考
		法人	個人	
第 22 号 の 7	合併認可申請書	○	○	個人:添付不要 別紙2に記載した営業所順に記載
	別紙1:役員等の一覧表	○	○	
	別紙2:営業所一覧表	○	○	
	別紙3:専任技術者一覧表	○	○	
第 2 号	工事経歴書	□	□	
第 3 号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	□	□	
第 4 号	使用人数	○	○	
第 6 号	誓約書	■	■	
	登記されていないことの証明書	■	■	※1 → P11を参照
	身分証明書	■	■	※2 → P11を参照
第 7 号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	■	■	法第7条第1号のイ(1)～(3)に該当する場合
	別紙:常勤役員等の略歴書	■	■	法第7条第1号のイ(1)～(3)に該当する場合
第 7 号 の 2	常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者の証明書	■	■	法第7条第1号のロに該当する場合
	別紙1:常勤役員等の略歴書	■	■	法第7条第1号のロに該当する場合
	別紙2:常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	■	■	法第7条第1号のロに該当する場合
第 9 号	実務経験証明書	■	■	(注)専任技術者について、該当するもののみ・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	卒業証明書	■	■	
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	■	■	
	監理技術者資格者証(写)	■	■	
第 10 号	指導監督の実務経験証明書	■	■	(注)特定建設業の許可を受けようとする場合で、建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第 11 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	(注)法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第 12 号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	■	■	第7号別紙又は第7号の2別紙を作成した者については、作成不要 ※5 → P11を参照
第 13 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	■	■	(注)・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	■	■	原本証明が必要
第 14 号	株主(出資者)調書	■	■	
第 15 号	貸借対照表	□	□	
第 16 号	損益計算書 完成工事原価報告書	□	□	
第 17 号	株主資本等変動計算書	□	□	
第 17 号 の 2	注記表	□	□	
第 17 号 の 3	附属明細表	□	□	※3 → P11を参照
第 18 号	貸借対照表	×	×	
第 19 号	損益計算書	×	×	
	登記事項証明書	■	■	
第 20 号	営業の沿革	○	○	
第 20 号 の 2	所属建設業者団体	■	■	未加入の場合も「なし」と記入して提出
	納税証明書	□	□	
第 20 号 の 3	主要取引金融機関名	■	■	
第 22 号 の 6	誓約書	○	○	
	500万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいずれかの書類	■	■	(注)承継人が許可を受けて5年未満の者であり、かつ一般建設業の許可申請の場合で、自己資本の額が500万円未満の場合 ※4 → P11を参照
	合併方法、条件の記された書類	○	○	
	合併契約書及び合併比率説明書	○	○	
	合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類	○	○	
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の要件を確認する書類	■	■	「許可の手引き」P19～を参照
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の常勤性を確認する書類	○	○	「許可の手引き」P28～を参照
	「専任技術者」の常勤性を確認する書類	○	○	
	法人番号を確認する書類	■	■	法人:P11※6参照

【認可後提出資料】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の可否		備考
		法人	個人	
第 7 号 の 3	健康保険等の加入状況 【承継日より2週間以内】	○	○	「許可の手引き」P26～を参照
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類 【承継日より2週間以内】	○	○	

区分:○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

□印・・・承継人が許可業者であれば省略可能な書類

■印・・・次のいずれかに該当する場合は、省略可能な書類

①承継人が許可業者であり、既に提出している書類から記載事項に変更が無い場合

②備考欄の(注)に該当しない場合

×印・・・提出する必要がない書類

【認可申請区分3:分割認可申請の場合1】

○分割承継法人が新設法人の場合

【認可申請時提出資料】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第 22 号 の8	分割認可申請書	○		個人:添付不要
	別紙1:役員等の一覧表	○		
	別紙2:営業所一覧表	○		
	別紙3:専任技術者一覧表	○		
第 2 号	工事経歴書	×		別紙2に記載した営業所順に記載
第 3 号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	×		
第 4 号	使用人数	○		
第 6 号	誓約書	○		
	登記されていないことの証明書	○		※1 → P11を参照
	身分証明書	○		※2 → P11を参照
第 7 号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	○		法第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合
	別紙:常勤役員等の略歴書	○		法第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合
第 7 号 の2	常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者の証明書	○		法第7条第1号のロに該当する場合
	別紙1:常勤役員等の略歴書	○		法第7条第1号のロに該当する場合
	別紙2:常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○		法第7条第1号のロに該当する場合
第 9 号	実務経験証明書	○		専任技術者について、該当するもののみ ・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間 については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	卒業証明書	○		
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	○		
	監理技術者資格者証(写)	○		
第 10 号	指導監督的実務経験証明書	△		特定建設業の許可を受けようとする場合で、建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第 11 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△		法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第 12 号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	○		第7号別紙又は第7号の2別紙を作成した者については、作成不要 ※5 → P11を参照
第 13 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○		・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	○		
第 14 号	株主(出資者)調書	○		原本証明が必要
第 15 号	貸借対照表	×		
第 16 号	損益計算書 完成工事原価報告書	×		
第 17 号	株主資本等変動計算書	×		
第 17 号 の2	注記表	×		
第 17 号 の3	附属明細表	×		※3 → P11を参照
第 18 号	貸借対照表	×		
第 19 号	損益計算書	×		
	登記事項証明書	×		
第 20 号	営業の沿革	×		
第 20 号 の2	所属建設業者団体	×		未加入の場合も「なし」と記入して提出
	納税証明書	×		
第 20 号 の3	主要取引金融機関名	○		
第 22 号 の6	誓約書	○		
	500万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいずれかの書類	○		一般建設業の許可申請の場合で、自己資本の額が500万円未満の場合 ※4 → P11を参照
	分割方法、条件の記された書類	○		
	分割契約書及び分割比率説明書	○		
	分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類	○		
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の要件を確認する書類	○		「許可の手引き」P19～を参照
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の常勤性を確認する書類	○		「許可の手引き」P28～を参照
	「専任技術者」の常勤性を確認する書類	○		
	法人番号を確認する書類	○		法人:P11※6参照

【認可後提出資料】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第 7 号 の3	健康保険等の加入状況 【承継日より2週間以内】	○		「許可の手引き」P26～を参照
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○		
	登記事項証明書 【承継日より30日以内】	○		
第 20 号	営業の沿革 【承継日より30日以内】	○		
第 20 号 の2	所属建設業者団体 【承継日より30日以内】	○		未加入の場合も「なし」と記入して提出

区分:○印...必ず提出する必要がある書類

△印...備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印...提出する必要がある書類

【認可申請区分3:分割認可申請の場合2】

○分割承継法人が新設法人以外の場合

【認可申請時提出資料】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の8	分割認可申請書	○		個人:添付不要 別紙2に記載した営業所順に記載
	別紙1:役員等の一覧表	○		
	別紙2:営業所一覧表	○		
	別紙3:専任技術者一覧表	○		
第2号	工事経歴書	□		
第3号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	□		
第4号	使用人数	○		
第6号	誓約書	■		
	登記されていないことの証明書	■		※1 → P11を参照
	身分証明書	■		※2 → P11を参照
第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	■		法第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合
	別紙:常勤役員等の略歴書	■		法第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者の証明書	■		法第7条第1号のロに該当する場合
	別紙1:常勤役員等の略歴書	■		法第7条第1号のロに該当する場合
	別紙2:常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	■		法第7条第1号のロに該当する場合
第9号	実務経歴証明書	■		(注)専任技術者について、該当するもののみ・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	卒業証明書	■		
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	■		
	監理技術者資格者証(写)	■		
第10号	指導監督の実務経歴証明書	■		(注)特定建設業の許可を受けようとする場合で、建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△		(注)法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調査	■		第7号別紙又は第7号の2別紙を作成した者については、作成不要 ※5 → P11を参照
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	■		(注)・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	■		原本証明が必要
第14号	株主(出資者)調査	■		
第15号	貸借対照表	□		
第16号	損益計算書 完成工事原価報告書	□		
第17号	株主資本等変動計算書	□		
第17号の2	注記表	□		
第17号の3	附属明細表	□		※3 → P11を参照
第18号	貸借対照表	×		
第19号	損益計算書	×		
	登記事項証明書	■		
第20号	営業の沿革	○		
第20号の2	所属建設業者団体	■		未加入の場合も「なし」と記入して提出
	納税証明書	△		
第20号の3	主要取引金融機関名	■		
第22号の6	誓約書	○		
	500万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいずれかの書類	■		(注)承継人が許可を受けて5年未満の者であり、かつ一般建設業の許可申請の場合で、自己資本の額が500万円未満の場合 ※4 → P11を参照
	分割方法、条件の記された書類	○		
	分割契約書及び分割比率説明書	○		
	分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類	○		
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の要件を確認する書類	■		「許可の手引き」P19~を参照
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の常勤性を確認する書類	○		「許可の手引き」P28~を参照
	「専任技術者」の常勤性を確認する書類	○		
	法人番号を確認する書類	■		法人:P11※6参照

【認可後提出資料】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第7号の3	健康保険等の加入状況 【承継日より2週間以内】	○		「許可の手引き」P26~を参照
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類 【承継日より2週間以内】	○		

区分:○印...必ず提出する必要がある書類

△印...備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

□印...承継人が許可業者であれば省略可能な書類

■印...次のいずれかに該当する場合は、省略可能な書類

①承継人が許可業者であり、既に提出している書類から記載事項に変更が無い場合

②備考欄の(注)に該当しない場合

×印...提出する必要がある書類

【認可申請区分4:相続認可申請の場合】

【認可申請時提出資料】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の可否		備考
		法人	個人	
第 22 号の10	相続認可申請書		○	
	別紙1:営業所一覧表		○	
	別紙2:専任技術者一覧表		○	別紙2に記載した営業所順に記載
第 2 号	工事経歴書		□	
第 3 号	直前3年の各事業年度の工事施工金額		□	
第 4 号	使用人数		○	
第 6 号	誓約書		■	
	登記されていないことの証明書		■	※1 → P11を参照
	身分証明書		■	※2 → P11を参照
第 7 号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書		■	法第7条第1号のイ(1)～(3)に該当する場合
	別紙:常勤役員等の略歴書		■	法第7条第1号のイ(1)～(3)に該当する場合
第 7 号の2	常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者の証明書		■	法第7条第1号のロに該当する場合
	別紙1:常勤役員等の略歴書		■	法第7条第1号のロに該当する場合
	別紙2:常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書		■	法第7条第1号のロに該当する場合
第 9 号	実務経歴証明書		■	
	卒業証明書		■	(注)専任技術者について、該当するもののみ
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)		■	・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間
	監理技術者資格者証(写)		■	については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
第 10 号	指導監督的実務経歴証明書		■	(注)特定建設業の許可を受けようとする場合で、建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第 11 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		△	(注)法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第 12 号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調査書		■	第7号別紙又は第7号の2別紙を作成した者については、作成不要 ※5 → P11を参照
第 13 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査書		■	(注)・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款		×	
第 14 号	株主(出資者)調査書		×	
第 15 号	貸借対照表		×	
第 16 号	損益計算書 完成工事原価報告書		×	
第 17 号	株主資本等変動計算書		×	
第 17 号の2	注記表		×	
第 17 号の3	附属明細表		×	
第 18 号	貸借対照表		□	
第 19 号	損益計算書		□	
	登記事項証明書		△	個人:支配人登記する場合のみ
第 20 号	営業の沿革		○	
第 20 号の2	所属建設業者団体 納税証明書		■	未加入の場合も「なし」と記入して提出
第 20 号の3	主要取引金融機関名		□	
第 22 号の11	誓約書		○	
	500万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいずれかの書類		■	(注)承継人が許可を受けて5年未満の者であり、かつ一般建設業の許可申請の場合で、自己資本の額が500万円未満の場合 ※4 → P11を参照
	当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書		○	
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の要件を確認する書類		■	「許可の手引き」P19～を参照
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の常勤性を確認する書類		○	
	「専任技術者」の常勤性を確認する書類		○	「許可の手引き」P28～を参照
	法人番号を確認する書類		×	

【認可後提出資料】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の可否		備考
		法人	個人	
第 7 号の3	健康保険等の加入状況 【認可日より2週間以内】		○	
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類 【認可日より2週間以内】		○	「許可の手引き」P26～を参照

区分:○印...必ず提出する必要がある書類

△印...備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

□印...承継人が許可業者であれば省略可能な書類

■印...次のいずれかに該当する場合は、省略可能な書類

①承継人が許可業者であり、既に提出している書類から記載事項に変更が無い場合

②備考欄の(注)に該当しない場合

×印...提出する必要がある書類

【 注 意 事 項 】

※1 『登記されていないことの証明書』

○成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。法務局及び地方法務局において申請日前3月以内に交付されたものを添付。

(法人：従来からの役員、法定代理人、建設業法施行令第3条の使用人。

なお、顧問、相談役、株主等は不要。

個人：事業主、建設業法施行令第3条の使用人)

○契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書でも可。

※2 『身分証明書』

○成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の証明書。本籍地の市区町村において申請日前3月以内に交付されたものを添付。

(法人：従来からの役員、法定代理人、建設業法施行令第3条の使用人。

なお、顧問、相談役、株主等は不要。

個人：事業主、建設業法施行令第3条の使用人)

※3 『付属明細表（様式第17号の3）』

○特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当するものが提出。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって付属明細表の提出に代えることができます。

①資本金の額が1億円超であるもの。

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計金額が200億円以上であるもの

※4 『5百万円以上の取引金融機関との預金残高証明書』

○申請日前3月以内に交付されたものを添付。

※5 『許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人）の住所、生年月日等に関する調書』

○「顧問」及び「相談役」について、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。

○「株主等」について、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。

※6 「法人番号を確認する書類」

承継人が申請時に建設業の許可を受けていない法人の場合、次の資料のいずれかを提出下さい。

○法人番号を確認できる法人番号指定通知書の写し

○「国税庁法人番号公表サイト」において、申請者の法人番号が表示された画面を印刷したもの

※個人事業主は法人番号がないため、申請書への法人番号の記載及び確認書類の提出は不要。